

平成25年 第1回 五泉市住居表示審議会 会議録

日 時 平成25年1月18日（金） 午後1時30分～午後3時15分

会 場 五泉市村松支所 3階 市民ホール

出席委員（10名）

相田豊委員・鈴木良民委員・阿部律雄委員・金子トシ子委員
加藤聡委員・島名透委員・雨田進一郎委員・瀧澤修委員
鈴木紀美子委員・斎藤史郎委員

出席者 伊藤勝美市長

事務局（4名）

地域振興課 高岡徳康支所長兼課長・熊倉央課長補佐
安中浩之係長・高橋友紀主査

傍聴者 8名

報 道 4名

13:30 開会

熊倉課長補佐 定刻になりましたので、第1回五泉市住居表示審議会を始めさせていただきます。

まず、市長より辞令書の交付を行います。本来なら、お一人お一人にお渡しすべき所ではありますが、代表して相田様からお受け取り頂きたいと存じます。なお、ほかの皆様方には、机上にお配りいたしておりますのでご了承願います。よろしく願いいたします。

（市長から相田委員へ辞令書の交付）

熊倉課長補佐 続きまして、伊藤市長よりご挨拶を申し上げます。

（伊藤市長あいさつ）

熊倉課長補佐 それではここで本日ご出席の委員の皆様と事務局職員の自己紹介を行いたいと存じます。恐れ入りますが、次第の裏面の名簿順で相田委員さんからお願いいたします。

（自己紹介）

熊倉課長補佐 ありがとうございます。次に、会長並びに副会長の選出でございます。資料No1「五泉市住居表示審議会規則」をご覧いただきたいと思えます。第5条になりますが「会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。」と規定されております。まず、会長の選出ですが、どなたかご推薦いただけませんかでしょうか。

（「商工会長の阿部委員いかがですか」の発言あり）

熊倉課長補佐 それでは、今ほど会長については阿部委員と推薦がありましたとおり、阿部委員にお願いいたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

熊倉課長補佐 次に副会長の選出ですか。どなたかご推薦頂けませんでしょうか。

（「年長者の斎藤委員いかがですか」の発言あり）

熊倉課長補佐 それでは、今ほど副会長については斎藤委員と推薦がありましたとおり、斎藤

委員にお願いいたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

熊倉課長補佐 会長に阿部委員、副会長に斎藤委員が選出されました。恐れ入りますが、会長・副会長席へ移動をお願いいたします。それでは、それぞれあいさつを頂きたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

(会長・副会長就任あいさつ)

熊倉課長補佐 それでは、正副会長が決まりましたので、市長より当審議会に対しまして、村松地区住居表示整備事業に係る諮問事項を申し上げます。よろしくお願いいたします。

伊藤市長 それでは諮問事項を申し上げます。

五泉市住居表示審議会 会長 阿部律雄様。

五泉市長伊藤勝美。

村松地区住居表示整備事業について(諮問)。

村松地区市街地における住居表示につきましては、現在「甲」番地及び「乙」番地で表示されており、また、番地に連続性がないなど、わかりにくいものとなっております。つきましては、市民生活の向上と利便を図り、もって公共福祉の増進に資するため下記のとおり住居表示整備事業を実施いたしたく、五泉市住居表示審議会規則第2条の規定により、貴審議会のご意見を賜りたく、ここに諮問いたしますので、答申下さるようよろしくお願い申し上げます。

記。

1 市街地の区域及び住居表示の実施方法について、実施区域 別添図面のとおり、実施方式街区方式とする。

2 町割り及び町名について、町割り及び町名 別添図面のとおり。

以上であります。

(市長、諮問書を阿部会長へ渡す)

熊倉課長補佐 ありがとうございます。市長につきましては別の公務のため、ここで退席されますのでご了承ください。

(市長退席)

熊倉課長補佐 次に、次第の6議事に入らせて頂きます。これより、審議会規則第5条第2項の規定によりまして会長から議長を務めて頂きまして、進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

阿部会長 それでは、早速議事に入らせて頂きます。よろしくお願いいたします。本日の出席は全員(10名)出席されておりますので、よって過半数に達しておりますので、次第により進めさせていただきます。まず、事務局及び報道機関から会議中の写真撮影の申し入れがありましたので、この際、これを許可いたします。それから、本日の会議は、概ね3時終了を予定しておりますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、議事の(1)住居表示の概要について、事務局から説明願います。事務局よろしく願います。

安中係長 まず最初に、事前にご自宅、事業所の方にですね、資料No.1から6まで郵送させていただきました。若干、資料の説明と訂正をお願いいたします。資料No.1については当審議会の

規則でございます。それから資料No.2これが諮問事項でもございました実施区域図（案）ということでございます。それから資料No.3これが町割図（案）、住居表示を実施するにあたり名称とこのようにいきたいという案です。資料No.4住居表示Q&A、市民の方を対象に説明会を行いました。その時に使用した資料です。それから資料No.5、住居表示に関する法律の解説でございます。この中で訂正をお願いしたいと思います。5ページ目の上から9行目、〔参考〕という所ですが、不動産登記法第78条とございますが、不動産登記法第34条ということで訂正をお願いいたします。同じく〔参考〕の2項目、同法施行令第5条とありますが、不動産登記準則第79条でございます。2点訂正をお願いいたします。それから資料No.6でございますが、実際住居表示の実施についての細かな基準ということになります。この資料を使いながら、説明させていただきます。

それでは住居表示の概要について説明させていただきます。まずもって今回の住居表示事業については、住居表示に関する法律に基づいた住居表示を進めていくのが前提であることをご承知おきいただきたいと思います。従来私たちの住んでいる家や事業所などの所在地を表すのに、町名と地番を用いて、村松支所では五泉市村松乙130番地1と使っておりますが、1つの番地に枝番がいくつもあることや、順序よく並んでいない等、住居の表示を分かりにくくしているのが現状であります。そこで、こうした不便をなくすため、昭和37年に住居表示に関する法律がつくられ、住居の表示、表し方を全国的に統一しまして、どこへ行ってもわかり易く住みよい町をつくることとなり、全国各地で実施されて来た所でございます。

そこで、住居表示を実施する理由でございますが、土地の番号である地番が本来の目的である土地の番号の性格を超えてですね、住所を表示する目的に転用されていることや、何度も申しあげますが、順序よく並んでいない等の理由で一層わかりにくいものになっております。このような問題を解決するため、町の区域、境界線、規模、大きさでございますが、その辺適正化を図り、住所の番号を土地の地番とは別に設け、誰にでもわかり易くしようとするのが住居表示でございます。

では実際どのようにして住居表示を実施するのかということですが、まず、地域住民、団体から懇談会や説明会を開催いたしまして、そこでいただいたご意見を総合的に勘案し、先ほど市長より諮問がありましたように、実施区域・実施方法、町割り及び町名を地域住民の代表でございます当審議会委員の皆様方に慎重にご審議をいただきます。そして最終的には五泉市議会の議決が必要な要件でございますので、市議会の議決を経て実施の運びとなります。

実施になりますと、その地域には各街区に表示板を取り付け、建物にも表示板を取り付けます。新しい住居表示が決まりますと実施区域の皆様には通知書によりお知らせいたします。また、いろいろなところに登録されている住所は、市役所の方で職権により自動的に住所が変わるもの、または市民の皆様から手続きをとっていただくものもあります。各種手続きにつきましては実施になりましたら一覧にしたものを全世帯に配布予定であります。

なお最後に、住居表示が実施されると、現在の町内会も変更になるのじゃないかという部分でございますが、新たな町堺の線で区切られても、現在の町内会は何ら変わることはございません。当然、新しい町内会をつくるものでもありません。あくまでも住居表示は10メートル間隔に順序よく番号をつけていくものでございますので、町内会を分割したり、新設したり、無くしたりするものは一切ございませんということを申し上げまして、簡単ではございますが、概要というこ

とで説明させていただきました。

阿部会長 ただいま事務局から概要について説明頂きましたが、説明に関しまして、委員の皆さんから質問・意見などがありましたら、どうぞ発言をお願いします。

瀧澤委員 単純な質問なのですが、今、私、通称名が城町ですけれども、正式名称が甲 2114 番地ですけれども、単純にそこに城町甲 2114 番地というのはまずいのでしょうか。正式番地に城町をつけるというのは分かりやすいのだが、まずいのでしょうか。単純に伺いますが。

安中係長 説明会の時にも通称名を使ってくれとお話しがありました。今回諮問させていただきました村松東・中・西・南は、平成 8 年の時に住居表示を取り組むときに審議会を開催いたしまして、各委員の皆様からご議論頂きまして、14 の区割りが出されまして、その区割りの中に通称名で使われている町名、例えば城町などは使われて、かたや馬場丁や新道などの町内会の名前が使われなかったということで、その辺を考えまして、今回については、方向・方角を示すということで旧町名を一切使わず、方角の 4 方向ということで出させて頂きました。

齋藤副会長 今の話しの最後に、旧町名を使わないとあるが、私は使うべき所は使った方が良いと思います。今旧町名ということではないが、長柄町のような通りの名前は 42 位ありますが、それを全部活かすということとはできないと思います。複雑怪奇で。この前の説明会に出席した人の話を聞いていると、できるだけ藩政時代の町の名前を残してほしいと。いっぱい名前についている所は、昔の下級武士が住んでいた所であります。そうでない町方の通りは単純なんです。村松町史をご覧になった人は分かると思いますが、最初は上町・下町しかなかった、その後城町が付け加えられて、寺町が付け加えられて、城町の方に新城町として春日ができ、横町ができた。旧武士の住んでいたところ、乙番地の所はまとめた方が良いと思います。町屋や町民の住んでいた所、神社の一角は甲番地となるが、こういう所は使っては駄目だというのはおかしいと思います。まとめられる所、使える所は使った方が良いと思います。使うと複雑になる所は使わないで、まとまる町名が藩政の時代にあるのでそれを極力使えば良いと思います。城町は城町、長柄町は長柄町、まとまらなければ別の話であるが。旧町名を一切使わないは絶対駄目だと思います。使える所は使った方が良いと思います。使うと複雑になる所は使わない方が良いと思う。

安中係長 今のお話しについては、審議の後段で町割り及び町名の話がありますので、その場で議論していきたいと思います。

阿部会長 ほかにご意見、ご質問はありませんか。

齋藤副会長 もう一つお願いします。この（実施区域図（案）の）黒い枠で囲まれている所だけを行うということで良いか。

高岡支所長 今は住居表示の概要の説明でありますので、先ほどの意見も含めて後段の審議の中で議論していただきたいと思います。

阿部委員 ほかにご意見ありませんか。

相田委員 この後に審議をするにあたり説明会をやられたわけですが。全部出席した方は審議員の方でもいないと思います。そこで出された問題点、ここでは街区方式と決まっていますが、どういった意見が出たのかを集約したもの、参考になるものはありますか。

安中係長 各説明会の意見を集約したものはありますので、次回の会議までに、なるべく早くお手元にお届けします。

阿部会長 事務局、速やかに対応してもらいたい。他に意見ありますか。無いようですので、次に審議の①市街地の区域及び住居表示の方式について、事務局に説明を求めます。

安中係長 それでは、資料No.2、住居表示実施区域図（案）という所でございます。この部分について説明させていただきます。今回の区域については、住居表示に関する法律第2条に基づきまして、村松地域の菅名地区を除く旧町部で市街地を区域として設定いたしました。世帯数につきましては一般の世帯が約2200世帯が対象となります。お示ししたこの区域の中には、多少農地なども含まれておりますが、今後の開発や住宅の新築などで新たに住居表示を実施しなければならないという状況に対応するため広めに設定しております。なお、区域の設定につきましては、議会の議決が必要要件でございますので、今回お示した区域以外で、住居表示を追加でということになりますと、その新しい部分の設定の新たな議会議決が必要になってきます。

次に住居表示の方式でございます。方式は街区方式ということでございますが、住居表示に関する法律の第2条によると街区方式と道路方式の2つの方式がございますが、村松地区においては街区方式で実施したいと考えております。道路方式でございますが、道路、小路の1本1本まで名称を付けてから、何々通り何番地ということで住居番号をつけますので、村松地区はご承知のとおり城下町で非常に細い小路がたくさんあります。本来わかりやすい住居表示のはずが、複雑でわかりにくい住居表示になると考えられます。なお、道路方式については実際のところ、全国でもほとんど実施されていないのが現実でございます。

よって同法律の第2条にあります、道路・鉄道若しくは軌道の線路、その他の恒久的な施設又は河川、水路によって区画された地域、すなわち街区につけられる符号及び街区内にある建物その他の工作物に一定の方式によって付けられる住居表示のための住居番号を用いて表示する街区方式を考えております。なお、イメージとしましては五泉市何々何丁目何番何号という感じでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

阿部会長 ただいまの説明に関しまして、皆さんから質問・意見を求めます。

斎藤副会長 簡単な質問をひとつ。旧城址、お城の跡ですが、一部欠けてるように感じます。昔の蒲原鉄道の線路は城の跡を斜めに横切っている。田んぼの一部が残っている。もしこのような線を引くのであれば、小学校のあたりも含むと思うが、小学校に線を引くわけにはいきませんので、今、線を引くのであれば、住宅が4、5軒並んでいる手前の道路に沿って線を引くのがよいのではないかと。そうすれば城の部分が入る。なぜ、わざわざ城を横切るような線引きにしたのか。残った城の部分を含めるべきだと思います。

安中係長 黒の線の外側であります。五泉市との合併の時に町名の変更をしまして、その部分は城下1丁目、城下2丁目と変更していますので、今回は外させて頂いた経緯でございます。

斎藤副会長 その話は分かっていますが、現にそこは城の跡である。一回町名の変更をしたらもう変更できないのか。

安中係長 そういうことはございません。その部分も範囲に含めるという審議の結果であれば、その部分も変更ということになります。

阿部会長 他にご意見ありませんか。斎藤委員の意見については後段で審議していきたいと思っております。

相田委員 ちょっといいですか。先ほどの斎藤副会長の意見で、できるところは今までの町名

を使うというのであれば道路方式となるが、今回は街区方式と決まれば、その辺をどういうふう
に考えているのでしょうか。先ほど瀧澤委員がおっしゃったように町内名を残すということであ
れば、街区方式でやるのであれば残る町名、残らない町名が出てくるので、町内のもめごとにな
ると思います。街区方式と出されたのであれば、道路方式で考えてもらうのは困るということ
でしょうか。

高岡支所長 甲何番、乙何番の上に町名をつけるというものは住居表示という法律ではなくて、
字の変更ということで方式としてはあります。平成8年の時も検討しました。ただ小字をそつ
くり町名に切り替えることは、合併時に石曾根の地域で行いました。可能であります。そこでもつ
て、町内名と小字が違う所が相当あります。非常に難しい作業になると思います。また、地番も
順序よく並んでいないのでわかりやすい住所にはならないと考えます。

道路方式については、第1回の説明会の時に道路方式で検討してくれないかと話しはあった。
道路方式は道路名・小路名を全て付ける方式であります。解説本でもほとんど例がない。ちよつ
と通達を読ませていただきますが、法律では街区方式、道路方式があるが、昭和37年に法律がで
きて、道路方式はほとんど例がありません。昭和39年の自治省行政局長から知事あてに出された
通達でありまして、「全般的には、街区方式による住居表示の実施を推進されるよう管下関係市町
村のご指導をお願いします。なお、道路方式の採用を検討しようとする団体がある場合には、あら
かじめ当省に連絡するよう、ご配慮願いたい。」というくらい、道路方式は日本の街並みにふさわ
しくない方式であります。村松であれば、400から500の道路名になります。第四銀行から西公
園に向かって仲丁という通りがあります。そこからスーパー斎藤の新道店に向かおうとすると、
例えば、仲丁通り東小路1号線という名称になります。そこからまた小路がありますが、仲丁通
り東小路1号線西街路というような名称になります。日本の城下町のような複雑な道路形式の所、
通りが400から500もある所では道路名称が長くなります。一見、長柄町通り、御徒士町通りと
考えると、道路方式は簡単じゃないかという思いがあると思いますが。街区方式、道路方式とあ
る中で道路方式はそういう理由で取るべき形態ではないと考えまして、取る方式は街区方式と考
えます。

阿部会長 ありがとうございます。事務局の説明に対して、ご意見があれば求めます。

斎藤副会長 今回の説明を聞いて、街区方式でやらなきゃ駄目だと思うのですが。ここでひとつ
質問をしたいと思うのですが。資料6の3の街区割りの所に、道路、河川、水路、水路といえ
ば村松には5本ばかり水路が通っている。山の方から流れて来ているが、例えば宝町の裏から学校
町の浅田電機さんの脇をかって下宝町に流れる水路がありますが、かつては甲と乙の境目であ
ります。同じようなものが、寺町から上町を流れて豊屋さんの下をかって、最終的には新丁の天神
様の脇をかって小新保川に流れる昔ながらの水路もあります。こういう水路も街区として考
えていいものなのか。もう一つ水路、鉄道、軌道の線路、その他恒久的な施設等とあるが、何をも
って恒久的な施設というのか。自分なりに資料を見ていると、例えば墓地ですね。墓地は法律があ
って、お寺が勝手に墓地にできない。決められた所しか墓地にできない。墓地と畑や住宅など
の境目、墓地というのは恒久的な施設に入るのか。墓地が入れば、街区方式で区割りするの
に楽になる箇所が何箇所あるのだが。恒久的な施設等とは何を言っているのでしょうか。

高岡支所長 恒久的な施設等は、平成8年の時、勉強しまして県にも照会したが、墓地は恒久

的な施設です。墓地・公園なんかも恒久的な施設として認めると。水路で、目で見分ける水路は境界としてできる。ただ、昔は水路だったが屋敷の下を通っているものは街区方式の境界には適さないだろうという見解でありました。

阿部会長 他にご意見ありませんか。

鈴木（良）委員 だぶる部分もあろうかと思いますが、市の提示されている中・東・西の区割りがありますが、村松東のあとに通称名をつけるのは可能なのか、そうであれば街区割りによって東と西で同じ町名ができることになると思うが、そういう市民の声もあったと思いますが、その辺可能なのかお聞かせください。

安中係長 街区の中でと考えています。

鈴木（良）委員 できないという答弁でかまいません。

安中係長 街区の中でと考えていますので、そういうことはできません。

高岡支所長 確認なのですが、村松東の中に村松学校町や村松根本町というのが可能なのかということでしょうか。

鈴木（良）委員 村松というのを付けた後に、号の前でしょうか、城町とかつけることが可能なのかということです。

高岡支所長 村松の後に城町、新道、馬場丁というのは付けるのは可能であります。ただ、その場合も道路で囲まれた所は同じ町名にするのが原則であります。例えば上町、城町、寺町とある所を五泉市村松城町と付けた時に、それは可能ですが、上町、寺町の人たちが了承してくれれば可能であります。なので、通称名がまたがるような区画は難しいと考えております。

鈴木（良）委員 私の言ったことに駄目なのか、できるのかを答弁してくれば良いです。できること、できないことをはっきりしていけないと、いつまでも議論していかなければならないので、そういう意味で分かりました。ありがとうございます。

斎藤副会長 ひとつ確認ですが、町内の説明会でも見ましたこの町割図は、あくまでも、例えばこういうやり方もありますよということですね。

高岡支所長 今日、審議会が立ち上がりまして、市長の諮問の案として出させて頂いておりますので、説明会の時のものとは同じですが、意味合いが相当変わっていると思います。ただ、これを基に、皆さんから区割りを変えたり、町名についてはこういうものがふさわしいと審議して頂いて、最後答申を頂きたいと思っております。

斎藤副会長 じゃあ、あくまで市長の諮問ということですね。このことについては、後でまた詳しくお願いします。

阿部会長 他にご意見ありませんか。

瀧澤委員 伺いますが、この住居表示の村松中、東、南、西が通りまして、私のところであれば村松南何丁目とそういう名称に決まるとします。村松の住民は通称名に非常にこだわりを持っていると思いますが、市長のあいさつにも町内会として通称名を残すとありましたが、私どもが住所とし表現する時、名刺や広告の宣伝に使う時に、通称名の城町を使っても一向にかまわないと。

高岡支所長 住居表示で使用するものは、住民票や戸籍等に影響するところですが、個々の自分で名乗る時には城町であれ、上町であれ、法律の規制はございません。郵便局長さんもおられ

ますが、説明会でもありましたが、郵便でのやり取りの時に昔は通称名でできたのに、合併と同時に使えなくなったという意見がありました。私の方では、郵便番号が5桁から7桁になった時にだと思えます。郵便番号も通称名と連動して、通称名を使わなくなったと思えます。行政の方も郵便物は番地を出してほしいと要請がありました。通称名だけ、城町だれだれだと、広い城町町内の中で、家を特定するのが難しいと。あくまでも正式な住所は、住居表示に基づいたものであるということで、個々のやりとりは法律で規制するものではございません。

瀧澤委員 個人的に使うことはかまわないと。

高岡支所長 ただ、郵便局が城町と書かれたものの配達するかどうかは、私どもでは判断できません。

阿部会長 瀧澤委員よろしいですか。

瀧澤委員 はい。

阿部会長 時間も押してきております。3時を目途に審議会を終了したいと考えていますので、ご協力をお願いいたします。それでは、ご異議がないようでございますので事務局説明のとおり決定をして頂きたと思えます。それでは、諮問事項②の町割り及び町名について、事務局より説明を求めます。

安中係長 それでは、資料No.3でございます。町割図（案）でございます。これにつきましては先程審議頂きました区域を街区方式に基づき4つに分けました。まずは図面の中央、県道新津村松線から国道290号線で分けます。それで西側は滝谷川、城川でございますね、で区切り、東と南でございますが上町から新町を通過して村松高校へ続く道路で区切ります。名称につきましては城下町、堀3万石の村松藩ということで村松の名称を残しまして、方向でわかり易く中、東、西、南と付けたものでございます。この村松中、村松東、村松西、村松南の部分ですが、街区方式で住居表示を実施した場合は五泉市村松東何丁目何番何号、村松西何丁目何番何号、村松南何丁目何番何号、村松中何丁目何番何号という表示になります。

なお、住居表示実施にあたりましては、お手元の資料No.4をご覧ください。これは市民の方を対象にしました説明会で使用した資料であります。11月19日から12月5日の10日間、村松地区の89町内会の方を対象にしまして、10日間で述べ163人の方からご出席いただきまして、ご意見を頂戴いたしました。その資料No.4の参考図の赤のマーカーが付いているものと黒い線が引いてあるものでございますが、街区ということで道路で区切られた所、この図面の中央、城町側の部分と寺町側の部分と上町側の部分の所を、決まり事であります道路で区切られた部分ということで、仮に城町と決めた場合、当然その中には上町の方、寺町の方がいらっしゃいますので中々こういう形には気をつかうのかなという風な感じでございますということを説明するためのものでございます。その次にございます市街図ということで、これもその当時は説明会資料ということで村松中、村松東、村松南、村松西と付けさせていただいたものを使用しました。以上この案につきましては、当然説明会でいろいろなご意見いただきました。通称名を付けて欲しいという意見もございました。それから由緒ある名前を残して欲しいという意見も多数いただきました。これは事実でございます。また一方でこの四つの区割り、わかりやすいという意見もございましたし、ベストでは無いけどもベターなものだねという意見も頂戴いたしました。その辺、先ほど相田委員さんの方からお話しありましたが、様々な意見をダイジェストでまとめたものを

お配りさせていただこうかなと考えておりますし、その辺もふまえてご審議いただければと考えております。よろしくお願いいたします。

齋藤副会長 村松中、西、南、東は番号1、2、3とつけるのと同じであると思います。これほど城下町をいい加減に割るような、こんなばからしいものを答申すること自体が、市長さんね、こんなばからしいものを答申すること自体おかしいと思います。安中さんも説明会でいろいろな人の意見を聞いて、これが分かりやすく簡単だと言う人もいたかと思いますが、大部分の方は村松藩の城下町の、かつての城下町の名前、小さな小路の名前すべて付けろというわけではありませんが、かつての城下町の名前を残せるものであれば、残す。それで街区方式でできれば、私はベストだと思います。やってみればできるのです。私も新しい今の町の地図をあれとこれと合わせて見ますと、一番問題となったのは、街区方式で、お寺の墓地と住宅地或いは畑との区別する所がその施設等に入るかが問題でしたが、それが入るのであれば、私、街区方式は非常に簡単だと思います。ただ、どこで切るかが問題ですね。例えば城町と上町と寺町とを、どこから道路で切るのが難しいのだと思います。思いきって切ろうと思えば、切れると思いますが、不満の残る方もおられると思いますが。ただ、非常に面倒だと思ったのは、水路といわれるもの、もう一つは施設等に墓地が施設等に入るのであれば、切るのは簡単であります。こんな、村松をA、B、Cや1、2、3で分けるのではなくて、あくまでも村松は城下町なので、住んでいる人はこだわっている、こだわって分けようと思えば、分けられるのです。だから、こんな変な答申案は無視して、街区方式で分ければいいと思います。その時に、4つに分けなければならない、それ以上で分けてはいけないことは無いのでしょうか。16年前でしょうか、あの時は14で分けた。私も自分で割ったら、13から14でちょうど良く割れた。かつての藩政時代に、村松のどこが何と呼ばれていたか全部出して見れば良く分かると思います。こんな街区方式で切るなんてことは絶対にしないで頂きたい。

阿部会長 いまの副会長さんから出た提案でございますが、この場では結論が出ない問題でありますので、次回への継続審議ということでさせて頂きたいと思います。

金子委員 齋藤さんが言ったように、あまりにも、簡単に言うと東西南北、北が無くて中になっていますが、このような粗っぽい分け方はいかなものかと思います。街区方式で分けるのはかまわないですけども。これを倍にするとか、もうちょっとみなさんと審議し、例えば村松中央町1丁目とか、あの辺を中央町と読んだこともありましたのでね、いろんな町内の城町の例を出していますが、寺町の方は城町に入りたくないとかありますが、大きく区切って、春日の一角まで城町、こちらの方はお寺がたくさんあるから寺町1丁目という風に。今、4区画ですが、倍の8区画にするのも一つの手なのかなと思います。このままではちょっと粗っぽいかなと思います。

相田委員 4つでは、大きく分けたなと思います。参考までに、一番人口が多いのは村松中だと思いますが。分けると戸数はどの位になりますか。

安中係長 細かい戸数は分かりません。全部では2,200世帯ですが。

相田委員 中が一番多いのでしょうか。次回までに資料を出して頂ければと思います。

齋藤副会長 相田委員の質問に関連して、これは、何丁目という時に、戸数は関係するのでしょうか。ある所は大きくなるし、ある所は小さくなるし、統一しなければならないのでしょうか。

高岡支所長 基準の所には、面積3,000㎡から5,000㎡、戸数30戸程度と載っております。

あくまで街区方式ですので、道路で囲まれた所となっておりますので、面積は大きい所、小さい所となります。城町の岡村医院の裏側、長養寺がございますが、新道と城町で囲まれておりますが非常に大きな街区となります。個々の道路で割った時に大小があっても、それは差し支え無いということでございます。

鈴木(紀)委員 先ほどの街区方式の中に、丁目の数は概ね4丁目、5丁目程度とありますが、この案ですと一つの区画の中に何丁目位までできる予定でしょうか。

高岡支所長 この規模で考えますと、中ですと4から5、東の方だと5ないし6位になると思います。実施になれば測量等して、番号を割り振りますが、概ねこの図を見て我々が考えるのは4から5ないしは5から6となります。

鈴木(紀)委員 そのお話を伺いますと、もう少しブロックを小さくしたほうが分かりやすいのではないかと思います。4ブロックですけども、6ないし8とか、それは今後の検討課題となりますけれども、せいぜい1丁目から3丁目位で一つのブロックとなるのが住居表示としては分かりやすいのではないかなと思ひまして、今後の検討課題として頂きたいと思ひます。

阿部会長 事務局いろいろなご意見、ご提案が出ておりますが。今ここですぐにとはいかないと思ひますが、この提案をふまえて次回、また事務局から答えを出して頂きたいと思ひます。

高岡支所長 我々事務局も次回まで検討させて頂きたいと思ひます。また、委員のみなさんには、少しご面倒かもしれませんが、もし、こういったことで割るといような表示案件があれば、名前もつけて提案を頂きたいと思ひます。よろしくお願ひします。

阿部会長 各委員のみなさんにもお一人お一人の考え方があると思ひますので、次回までに、各委員のみなさんご自身の考えを持ち寄って頂いて、事務局とどうい形がよろしいのか、またその中で討議して頂ければ、ありがたいと思ひますので、間違いなくお一人お一人のご意見をまとめて頂きたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

みなさんから、いろいろなご意見を頂戴しておりますけども、時間も私が前段申し上げたとおりのちょうど3時になっております。もし、ここでみなさんからこれ以上のご意見が無いようであれば、第1回の審議会を閉じたいと思ひますが、いかかでございますでしょうか。

斎藤副会長 今、事務局の方から、みなさん各委員の方でこんな風に割ったらいのではないかと案を出して頂きたいとありましたが、それについて、何回も同じ事を言うようであります、今までの各町内の説明会の話の聞いていると、かつての村松藩の古い町名を残してほしいというような話が非常にいっぱい出てきてます。私は1回しか出ていませんが。他の所でもいっぱい意見が出たのだらうと思ひます。ぜひ、みなさんに参考に見て頂きたいのが、何年か前に村松町史が出ましたが、上巻と下巻と、その上巻の440ページから470ページ位の間に、かつての城下町の構造が出ております。あれを参考に見られると、この街区方式と呼ばれるのが、あんなほどこういう風にすれば、みなさんがかつての藩政時代の町の名前にこだわって、じゃあこの名前を活かせばよいのかと参考になるものが出ております。ぜひみなさんに次回までに見ておられた方がよいのではと思ひます。参考までに。

高岡支所長 後で斎藤委員の方におじゃまして、どの資料か確認して、みなさんにお配りしたいと思ひます。

斎藤副会長 私、この部分だけ見ればパッと分かるものを3枚ばかり、10人分用意してありま

す。参考までに、こだわる必要はないと思いますが。

金子委員 みなさん皆この住居表示の変更はしなければならないと、説明会でみなさん十分承知なのですね。斎藤委員がおっしゃられるように、どうしたら昔の名前がちょっとでも残せるのか、街区方式ではいいのですけども、それを単純に中、南、東と割られるのがいやで、何か残ってないといやなのだと。五泉だと五泉市郷屋川一丁目、五泉市三本木一丁目と残っていますものね。街区方式が悪いのではなくて、それは仕方がない、だけれども、どこかで昔の名残のものを、五泉市城町一丁目、五泉市大手通一丁目とかそういう何かが残ればというのが、皆さんの思いだと思います。あまりに複雑になると困りますが、4区画の大雑把では無くて、もう少しきめ細かな対応ができれば、みなさん納得するのではないかと思います。

相田委員 残せるものは残してほしいですけども。まず、五泉市村松、村松は必ず入れてほしいと思います。

斎藤副会長 私もそう思います。

加藤新津支局長 先ほどの事務局の話をお聞きすると、区割りですと、城町の方は城町に残ればいいですけども、寺町の部分も入ってくる。そういうしがらみがあって、どういう風にするか。みんな残ればいいのですけども。なかなか城下町は難しいとは思いますが。私は村上の方の出ですが、村上市も住居表示をしていますので、寺町とか残っている名前もありますので、事務局、他の所で参考になるものがあればと思いますが。

阿部会長 村上方式は参考にならない。

鈴木（良）委員 新発田は城下町ですが、新発田は残っているのですか。

高岡支所長 新発田は住居表示をやっています。村松が平成8年に行った住居表示案は、新発田の区割りの大きさに類似する方式でございました。村上の方式につきましては、村上市役所の課長に聞いても法律に基づかないものでした。村上の方式を県にも聞きまして、法律の趣旨を逸脱したやり方で、参考にならないものと考えております。

瀧澤委員 先回の際は丸の内、大手町とか城下町特有の名前を残したやり方をしていたと思うのですが、どういった所でつまづいて、駄目になったのでしょうか。

高岡支所長 当時は、審議会の審議案ということで、平成8年の12月号の広報に審議案を載せました。14の町名につきまして、城町、寺町、春日、丸の内、西丁、東丁等そういう城下町の名前を残してやろうとしましたが、通称名が使われなかった所、桐林、搦手、馬場丁等いろいろありましたが、そういった所の人達から、どうして私たちの町内名が使われないのかということで批判が多くありました。ただ、今回の説明会の中で、実はそのことで平成8年の案は非常に良かったのに、どうしてあの案でやらなかったのかという声もあった。一部の人が反対したからといって、大多数の人達はこの案であれば、村松の住所が分かり易くなって良いねと話をしていたと。ただ、いつのまにか説明会も無く、頓挫して終わったと。反対する人達はあの時非常に声が大きく、署名も集まったり、いろいろしていました。今回の説明会では、あれを繰り返してほしかったと意見を頂いてもおります。そういったこともありまして、今回、なんとしても分かりやすい住所で住居表示を実施したいと考えております。

鈴木（紀）委員 繰り返すようで申し訳ありませんが、平成8年の時の14区画になった町名と区画の仕方、ブロックの資料を参考に頂きたいのですが。

高岡支所長 事前に皆様にお配りいたします。

阿部会長 事務局、各委員からご提案、資料の請求がありました。早急に、事前に各委員に配布されて、十分時間をかけてお一人が検討できるようにお願いいたします。

事前に申しあげましたとおり、3時に会議を終了ということでございます。みなさん、今日は熱い意見を頂きました。本日のご意見を次回の委員会の参考にして頂きまして、実のある委員会にして参りたいと思います。斎藤委員からもすばらしい資料も頂いております。資料を一人一人がもう一度確認して頂いて、区割りがどのようなものがよろしいのか、将来禍根を残さないような、住居表示をして良かったということも考えていかないと、みなさんからその辺も十分に認識頂きながら、この会を進めて参りたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。それでは、3時を過ぎましたので、この会はこれで閉じさせて頂きたいと思っております。ありがとうございました。

次に、(3) 次回審議会の予定について、事務局から説明願います。

(事務局 安中係長より説明)

阿部会長 今後の日程について、事務局から説明がありましたが、委員の皆さんからご意見等がありましたら発言をお願いします。

(意見なし)

それでは、(4) その他について、事務局からお願いいたします。

(事務局 安中係長より報酬の振込みについて説明)

阿部会長 それでは、本日予定されている議題については、以上となりますが、委員の皆さんから、ご確認しておきたい事がありましたら、ご発言をお願いいたします。

相田委員 今日、決まりましたのは、街区方式。それだけです。

阿部会長 はい。委員のみなさんそれでよろしいですね。

事務局から連絡事項があれば、お願いいたします。

安中係長 特にございません。

阿部会長 それでは、本日の会議はこれで閉じさせてもらいます。本日は、大変ありがとうございました。

15 : 15 閉会